

独立した第三者保証報告書

2023年6月16日

株式会社みずほ銀行
取締役頭取 加藤 勝彦 殿

EY新日本有限責任監査法人
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
業務責任者 川崎 武史
業務責任者 藤本 崇裕

当法人は、株式会社みずほ銀行(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した「<みずほ>とエクエーター原則」のウェブサイト(以下、「レポート」という。)に記載されている2022年4月1日から2023年3月31日までを対象とする会社の「エクエーター原則適用案件 フィナンシャルクローズした件数」のうち「プロジェクトファイナンス案件、プロジェクト紐付きコーポレートローン案件、プロジェクト紐付きリファイナンスとプロジェクト紐付き買収ファイナンス案件、およびプロジェクトファイナンスアドバイザーサービス案件」の件数(以下、「件数」という。)について限定的保証業務を実施した。

1. 会社の責任

会社は、「The Equator Principles」(The Equator Principles Association)に準拠した基準(レポートに記載)に従いレポートに記載されている件数を算定する責任を負っている。

2. 当法人の独立性と品質管理

当法人は、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、「職業会計士に対する倫理規程(Code of Ethics for Professional Accountants)」(国際会計士倫理基準審議会^{*1})に定める独立性を遵守した。また当法人は、「国際品質管理基準第1号(International Standard on Quality Control 1)」(国際監査・保証基準審議会^{*2})に準拠しており、倫理規則、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

3. 当法人の責任

当法人の責任は、実施した手続及び入手した証拠に基づいて、レポートに記載されている件数に対する限定的保証の結論を表明することにある。当法人は、「国際保証業務基準3000(改訂)過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務(Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information)」(国際監査・保証基準審議会^{*2})に準拠し、限定的保証業務を実施した。

当法人の実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、文書の閲覧、分析的手続、レポートに記載されている件数の基礎となる記録との一致であり、以下を含んでいる。

- ・ 「The Equator Principles」(The Equator Principles Association)に準拠した基準に関する質問及び適切性の評価
- ・ レポートに記載されている件数に対する内部統制の整備状況に関する資料の閲覧、および本社担当者への質問
- ・ レポートに記載されている件数に対する分析的手続の実施
- ・ レポートに記載されている件数に対する試査による根拠資料との照合、再計算

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、当法人が行った限定的保証業務は、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

4. 結論

当法人が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、レポートに記載されている件数が「The Equator Principles」(The Equator Principles Association)に準拠した基準(レポートに記載)に従って算定、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以 上

*1 International Ethics Standards Board for Accountants

*2 International Auditing and Assurance Standards Board